

○三次市女性起業家認定要綱

令和7年12月10日告示第211号

三次市女性起業家認定要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の女性起業家を対象とした認定制度により、女性の起業家の社会的な認知度を高め、もって起業に関する意識の向上と新規起業者の促進に寄与することを目的とする。

(認定基準)

第2条 認定基準は、三次市女性活躍推進プラットホームアシスタ1a b(ラボ)。(以下「アシスタ」という。)の会員であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 開業届又は法人設立届出書を提出している者

(2) 三次市女性活躍推進プラットホーム事業における起業・就業セミナーを1回以上受講した者

(3) 毎年度末までに事業状況の報告を行うことができる者

(申請)

第3条 前条の認定基準を満たし、認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三次市女性起業家認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定すべきと認めたときは、申請者に対し、認定証を交付するものとする。

(掲示、宣伝等)

第5条 認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、店舗内によく見える場所に認定証を掲示するとともに、三次市女性起業家認定者であることを自ら積極的に宣伝するよう努めるものとする。

2 認定者は、認定及び起業の内容等について、市の広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等で紹介されることに同意しなければならない。

3 認定者は、アシスタにおいて、名刺、パンフレット等を設置し広報することができる。

4 認定者は、アシスタを活用した女性起業支援実施要領に基づく支援を受けることができる。

5 認定者は、市長との懇談会に参加することができる。

6 市長は、起業に関する情報、活動等を市の広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、アシスタ等を利用して、広く市民等に周知するものとする。

（事業状況の報告）

第6条 認定者は毎年度末までに事業状況の報告をしなければならない。

（認定の取消し）

第7条 認定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、三次市女性起業家認定取消届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（1）アシスタlab.会員ではなくなったとき。

（2）認定している事業をやめたとき。

2 前項の規定にかかわらず、認定者が前条に規定する事業状況の報告を提出しなかったときは、認定を取り消すことができるものとする。

3 市長は、前2項の規定により、認定を取り消したときは、認定者に三次市女性起業家認定取消通知書（様式第3号）を通知するものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年12月10日から施行する。